ホッカンホールディングス株式会社

証券コード:5902



第**94**回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月27日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館3階 富士の間

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容

決定の件

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 ホッカンホールディングス株式会社 取締役社長 池 田 孝 資

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご 通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年6月27日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館3階 富士の間 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第94期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第94期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し あげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu.shtml) に掲載させていただきます。
- ◎当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知、株主総会参考書類および提供書面につきましては、早期に情報を提供するため、発送前にインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu.shtml)にも掲載しております。

議決権行使のご案内

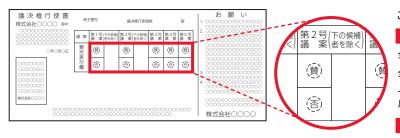
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。





議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に → **賛** に〇印をし、反対する 反対の場合 候補者番号を隣の空欄に記入

第3号議案・第4号議案・第5号議案について

賛成の場合 → 賛 に○印

反対の場合 → 否 に○印

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役工藤常史、池田孝資、久保田裕一、藤本良一、武田卓也、砂廣俊明、田中弘および安藤信彦の8氏は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏	名		現在の当社における地位および担当	属性
1	Ĭ	どう 藤	つね 常	のぶ 史	代表取締役会長	再任
2	池	だ 田	^{こう} 孝	資	代表取締役社長	再任
3	^{ふじ} 藤	もと 本	りょう 良	いち	取締役	再任
4	たけ武	だ 田	たく 卓	也	取締役執行役員 総務部・CSR担当	再任
5	_{すな} 砂	ひろ 廣	とし 俊	あき 明	取締役執行役員 経理部・経営企画室担当	再任
6	ć 佐	藤	*** 泰	ひろ 祐	_	新任
7	_{あん} 安	どう 藤	のぶ 信	びこ 彦	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	みや宮	^{むら} 村	古台	子	_	新任 社外 独立役員

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所等の定めに基づく独立役員 ※選任が承認された場合、独立役員として届出する予定です。



生年月日 1954年3月2日生 所有する当社株式の数 10,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2002年6月 当社取締役

2005年10月 当社常務取締役

2009年6月 当社専務取締役

2010年6月 当社代表取締役社長

2018年6月 当社代表取締役会長(現任)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役

株式会社日本キャンパック取締役

(取締役候補者とした理由)

工藤常史氏は2010年6月より当社の代表取締役社長を務め、2018年6月からは代表 取締役会長を務めるなど、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推 進するために適切な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしまし

再任

(注) 候補者工藤常史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

孝 資(いけだ こうすけ) 候補者番号 2 池 \blacksquare



生年月日 1962年11月24日生 所有する当社株式の数 4,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2005年10月 北海製罐株式会社執行役員

2009年6月 当社取締役

2014年6月 当社常務取締役

2018年6月 当社代表取締役社長(現任)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役

株式会社日本キャンパック取締役

オーエスマシナリー株式会社取締役

(取締役候補者とした理由)

池田孝資氏は、当社グループの経営戦略や海外事業領域の業務を歴任しており、 2018年6月からは当社代表取締役社長として、豊富な経験とグループを統率する指 導力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者池田孝資氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 2. 池田孝資氏は2019年6月21日付にて北海製罐株式会社の代表取締役社長に就任する予定です。





生年月日 1952年8月14日生 所有する当社株式の数 3,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

北海製罐株式会社(現当社)に入社 1973年3月 2005年6月 株式会社日本キャンパック執行役員

同社取締役執行役員 2009年6月

2011年6月 同社取締役常務執行役員

2013年6月 同社取締役専務執行役員 2014年6月 当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社日本キャンパック代表取締役社長

株式会社西日本キャンパック代表取締役社長

(取締役候補者とした理由)

藤本良一氏は当社の子会社である株式会社日本キャンパック代表取締役社長を兼 務しており、同社を国内充填事業の確固たる地位まで築き上げるなど、今後の当社 グループの事業拡大に必要な人材であるため、同氏を引き続き取締役候補者といた しました。

(注) 候補者藤本良一氏は、株式会社日本キャンパックの代表取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸借取引、経営管理 料等の取引関係があります。また、同氏は株式会社西日本キャンパックの代表取締役社長であり、当社は同社との間に資 金貸借取引、経営管理料等の取引関係があります。

武 \blacksquare 卓 十. (たけだ たくや) 候補者番号 4





牛年月日 1964年9月30日生 所有する当社株式の数 3,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2004年4月 当社総務部長 2014年6月 当社取締役

2019年4月 当社取締役執行役員(現任)

(担当:総務部·CSR担当)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役常務執行役員

株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員

(取締役候補者とした理由)

武田卓也氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社と株式会 社日本キャンパックの取締役として経営に携わっており、また、総務・人事部門等 において豊富な経験を有しているとともに人格、見識とも優れていることから、同 氏を引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者武田卓也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



生年月日 1964年10月1日生 **所有する当社株式の数** 2,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

2003年6月 当社執行役員

2011年6月 株式会社日本キャンパック執行役員

2012年6月 同社取締役執行役員

2018年6月 当社取締役

2019年4月 当社取締役執行役員(現任)

(担当:経理部・経営企画室担当)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役常務執行役員

株式会社日本キャンパック取締役常務執行役員

(取締役候補者とした理由)

砂廣俊明氏は当社および当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社と株式会社日本キャンパックの取締役として経営に携わっており、また、経理財務部門等の責任者を務めるなど豊富な経験・実績・見識を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者砂廣俊明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 6 佐 藤 泰 祐(さとう やすひろ)

新任



生年月日 1964年2月9日生 所有する当社株式の数 1,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 北海製罐株式会社 (現当社) に入社

2009年4月 北海製罐株式会社千代田工場長

2010年6月 同社執行役員

2013年6月 同社取締役執行役員

2016年6月 同社取締役常務執行役員

2019年4月 同社取締役専務執行役員 (現任)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社取締役専務執行役員

(取締役候補者とした理由)

佐藤泰祐氏は当社グループ主力事業会社の北海製罐株式会社の取締役として経営に携わっており、当社グループの容器事業において豊富な経験を有していることから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

(注) 候補者佐藤泰祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 7 安藤 信 彦 (あんどう のぶひこ)



社外





生年月日 1964年4月29日生 所有する当社株式の数 -株 社外取締役就任年数 3年(本総会終結時)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録、上野久徳法律事務所入所

2000年10月 上野・安藤法律事務所(名称変更)

2007年9月 安藤総合法律事務所開所(現在に至る)

2014年6月 当社社外監査役

2016年6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況) 安藤総合法律事務所所長 株式会社ムサシ社外監査役

(社外取締役候補者とした理由)

安藤信彦氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しており、引き続き有益 なアドバイスをいただけるものと期待し選任をお願いするものであります。な お、同氏は過去に社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営 に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適 切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしまし

- (注) 1. 候補者安藤信彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 2. 安藤信彦氏は社外取締役候補者であります。また、同氏が再任された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定
 - める独立役員を継続する予定であります。 3. 当社は安藤信彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を 限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は同氏との 間で当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 8 宮村百合子(みやむら ゆりこ)



社外





生年月日 1956年7月1日生 所有する当社株式の数 -株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年3月 本郷公認会計士事務所入所

2002年1月 税理士登録

2008年6月 辻・本郷税理士法人理事

2014年10月 同法人常務理事

2016年1月 同法人専務執行理事

2018年10月 同法人参与(現在に至る)

(重要な兼職の状況)

辻·本郷税理士法人参与

(社外取締役候補者とした理由)

宮村百合子氏は税理士の資格を持ち、会計学および税務の分野において幅広い専門知識を有しております。また、辻・本郷税理士法人の理事として経営に参画した経験もあることから、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者宮村百合子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮村百合子氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 - 3. 宮村百合子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役竹田由里および新名孝信の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 竹 田 由 里 (たけだ ゆり)

再任



生年月日 1953年7月15日生 **所有する当社株式の数** 1,300株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社

1999年11月 当社技術開発部設計グループリーダー

2007年4月 北海製罐株式会社岩槻工場副工場長

2011年6月 当社監査室長

2015年6月 当社常勤監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

北海製罐株式会社監査役

株式会社日本キャンパック監査役

(監査役候補者とした理由)

竹田由里氏は、当社監査役として豊富な経験と見識を有しており、これらの経験と 見識を経営全般の監督と適正な監査活動に活かしていただく観点から、同氏を監査 役候補者といたしました。

(注) 候補者竹田由里氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 2 鈴 木 徹 也 (すずき てつや)



社外





生年月日 1962年8月13日生 所有する当社株式の数 -株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年3月 税理士登録、鈴木税理士事務所開所(現在に至る)

2013年6月 東京税理士会募飾支部長 2017年6月 東京税理士会綱紀部副部長

(重要な兼職の状況) 鈴木税理士事務所所長

(社外監査役候補者とした理由)

鈴木徹也氏は税理士の資格を持ち、税務に関する知見を有していることから、有益 なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。な お、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はあり ませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただける ものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者鈴木徹也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 鈴木徹也氏は社外監査役候補者であります。また同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および札幌証券取引所
 - が定める独立役員となる予定であります。 3. 鈴木徹也氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条 第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

田島正広(たじま まさひろ)

社外

生年月日

1965年5月25日生

所有する当社株式の数

-株

略歴および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録、中田・松村法律事務所入所

2003年12月 田島正広法律事務所開所

2006年7月 田島総合法律事務所(名称変更)

2016年10月 田島・寺西法律事務所(名称変更)(現在に至る)

(重要な兼職の状況)

田島・寺西法律事務所代表パートナー

フェアリンクスコンサルティング株式会社代表取締役

株式会社イオレ社外監査役

(補欠監査役候補者とした理由)

田島正広氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏をその候補者とした理由は、同 氏が弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しておられることから、社外監査 役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者田島正広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 7.1. 欧州自田田正広人と当社との間で合わかの治宮県保はありません。 2. 田島正広氏は補欠の社外監査役候補者であります。同長が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427 条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠 償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額については、1986年3月28日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額24百万円以内、1998年3月27日開催の第72回定時株主総会において、監査役の報酬額を月額6百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

従来の固定報酬に加え、変動報酬を取り入れた役員報酬体系への見直しのなかで、現行の月額を年額に換算し、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

報酬額につきましては、現行の月額の定めから年額の定めに改め、取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)、監査役の報酬額を年額80百万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)、監査役は4名であり、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されましても、従来どおり取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役4名となります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみでしたが、本議案は、当社取締役(以下のとおり、 社外取締役を除きます。)を対象に、新たに株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。) を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記 2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」としてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額(年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)に対して支給するというものです。

なお、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象 となる取締役は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。) が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

1	本制度の対象者	当社取締役(社外取締役を除く。)
2	対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主 総会終結の日まで
3	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金160百万円
4	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引 を含む。)から取得する方法
5	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり25,000ポイント
6	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
7	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金160百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注: 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費 用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金32百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の 満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場 合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長する ことがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり25,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

አ	モ

አ	モ

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 《本館3階 富士の間》



交通のご案内

東京メトロ 銀 座 駅(徒歩5分)東京メトロ 日 比 谷 駅(徒歩2分)都営地下鉄 内 幸 町 駅(徒歩2分)

JR 有楽町駅(徒歩5分)

ホッカンホールディングス株式会社